

武蔵野市平和の日条例

武蔵野市は、戦禍により犠牲になられた方々を悼み、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、市内に初空襲があった昭和19年11月24日を後世に伝えていくため、ここに武蔵野市平和の日を定め、市民とともに国際相互理解の推進に努め、恒久平和の実現を目指すことを誓う。

(平和の日)

第1条 武蔵野市平和の日（以下「平和の日」という。）は、11月24日とする。

(平和の日事業)

第2条 武蔵野市は、平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。